

海王丸体験航海「マスト登り体験プログラム」について

令和7年1月
公益財団法人海技教育財団

海王丸遠洋体験航海にて「マスト登り体験プログラム」への参加を希望される方は、下記のとおりマスト登りの体験内容、参加基準などの詳細についてご確認をお願いいたします。また、遠洋体験航海参加用の健康診断書と「マスト登り体験プログラム」参加希望用の健康診断書は兼用です。

1. 「マスト登り体験プログラム」の体験内容

実習生が行う登しよう訓練の一部を体験します。体験内容は、補助シュラウドの手前までのマストを登る「ロアーシュラウドへのマスト登り体験」と、船首から前方へ伸びているバウスプリットを渡る「バウスプリット渡り体験」です。(参考：次頁「4. マスト登りの様子」)

2. 参加基準について

① 所定の健康診断書による健康診断の受診をお願いします。

マスト登りは、実習生の訓練の中でも危険性が高く、その訓練の一部を体験するにあたり実習生に求められる身体基準と同様の検査基準（例：握力 男性 25kg 以上、女性 17kg 以上）をクリアされた方のみを対象としております。

船員法に準拠した検査項目のある別紙所定の健康診断書にて、最寄りの船員法指定の医療機関で健康診断を受診してください。所見欄には船員法指定医による署名が必要になります。

* 指定医のリストは下記のリンクをご参考にしてください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000035.html

* 船上生活という特殊な環境に精通している指定医が考慮した判断を必要としますので、指定医以外の医師の所見は無効となります。

* 指定医への体験航海の内容の説明として、別添の「マスト登り体験プログラム」について（説明資料）をご利用ください。

* 健康診断受診料につきましては、全額当財団が負担いたします。後日財団より精算のご案内をいたしますので、領収書をお控えください。

② 体重の制限

マスト登りの際に使用する安全ブロック（リトラクタ式墜落阻止器具）使用基準に基づき、上記①「健康診断書」記載の体重が 88kg 以下の方。(参考：次頁「4. マスト登りの様子」)

③ 身体保持能力の基準

乗船中に受ける「ぶら下がりテスト」で、片手でそれぞれ 10 秒以上自身を保持できること。

④ 心理状態について

本プログラム参加可否について、乗船後にご提出いただく「睡眠状況等記録と申告シート」を元に本船側職員及び研修指導員と面談の上で判断します。「睡眠状況等記録と申告シート」は参加希望者自身が記載し、前夜の睡眠時間、現在の心理状態、疲労状況を申告するものです。(当該シートは本船にて 3 年間保管します。)

⑤ 特別講習

乗船中にマスト登り体験に必要な実技科目（1 時間以上）を受講していただきます。

3. 判断基準について

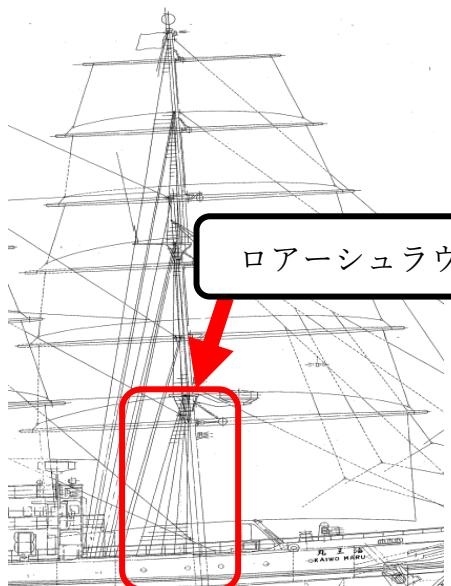
上記、①～⑤の参加基準を満たしている方は「ロアーシュラウドのマスト登り体験」に参加いただけます。また、①及び⑤の参加基準を満たしている方は、②～④の結果にかかわらず、希望すれば「バウスプリット渡り体験」に参加することができます。

* マスト登り体験プログラム実施の可否、体験内容は、安全上の観点及び気象海象を考慮して本船にて判断いたします。状況によっては、同体験プログラムを実施できない場合もございますので、予めご了承ください。

(海洋研修生はマスト・ヤード上の操帆作業には参加できません。)

4. マスト登りの様子

〈ロアーシュラウドのマスト登り体験〉



マスト登りの体勢

〈安全器具の一例〉

【ランヤードフック】

ハーネス型（背面 D 環*）に接続されたランヤードのフック



【スライド器具*フック】



【安全ブロックフック】

安全ブロックのワイヤーロープに接続するフック

